

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）
 （抄）

改正案	現行
<p>（経過措置）</p> <p>第五条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、自動車が特定自動車（法第十二条第一項に規定する特定自動車をいう。次条第一項及び別表第二において同じ。）に該当することとなった日から、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（別表第二の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる車齢に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査を受ける日の前日までとする。</p> <p>（対象自動車等）</p> <p>第六条 法第十七条の政令で定める自動車は、特定自動車並びに窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて第四条第三号から第五号までに掲げる自動車以外のものとする。</p> <p>2 法第十七条の政令で定める台数は、三十台とする。</p>	<p>（経過措置）</p> <p>第五条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、自動車が特定自動車（法第十二条第一項の特定自動車をいう。以下同じ。）に該当することとなった日から、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（別表第二の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる車齢に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査を受ける日の前日までとする。</p>

(報告及び立入検査)

第七条 都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により、特定事業者に対し、自動車排出窒素酸化物等の排出であつて特定自動車(法第十七条に規定する特定自動車をいう。次項並びに第九条第二項及び第四項において同じ。)に係るものの抑制の実施の状況に関し報告させることができる。

2 都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により、その職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、特定自動車及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(自動車運送事業者等に関する特例)

第八条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の規定による自動車運送事業者又は貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)の規定による第二種利用運送事業を営する者が特定事業者である場合における前一条の規定の適用については、第六条中「法第十七条」とあるのは「法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、「法第二十条第一項」とあるのは「法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」とする。

(権限の委任)

第九条 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十六條並びに法第二十二條第三項及び第四項（法第十六條に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限は、事業者の事業場の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。

2 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條から法第十九條まで及び法第二十條第一項並びに法第二十二條第二項並びに法第二十二條第三項及び第四項（法第十六條に係る部分を除く。）に規定する国土交通大臣の権限は、特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に委任する。

3 第一項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十六條に規定する国土交通大臣の権限は、事業者の事業場の所在地を管轄する陸運支局長も行うことができる。

4 第二項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十條第一項に規定する国土交通大臣の権限は、特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する陸運支局長も行うことができる。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第四百六号）（抄）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>第二条 この政令による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（以下この項において「改正後の施行令」という。）別表第一に規定する区域のうち各号に掲げる区域については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第十二条第一項の規定は、平成十四年九月三十日までの間は、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">一・二（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>第二条 この政令による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（以下この項において「改正後の施行令」という。）別表第一に規定する区域のうち各号に掲げる区域については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第十二条第一項の規定は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までの間は、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">一・二（略）</p>